

令和6年度 太良町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

太良町建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、太良町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、太良町耐震改修促進計画第3章2に基づき策定する。

対象区域	太良町全域
対象建築物	対象区域内の住宅で建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築工事に着手したもの
計画期間	平成27年度から令和7年度までとし、目標の達成状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し等を行う

3 取組内容・目標・実績

計	令和6年度取組内容	令和6年度目標
画	【財政的支援】 1 住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援を実施 【普及啓発等】 1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・町内全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に耐震支援に関するチラシを同封） ・補助を受けて耐震診断を行った所有者へ結果報告書に併せて耐震改修資料を送付 2 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時に、耐震改修補助の案内を行う。また、耐震改修を行っていない所有者を対象に、無料相談会を実施する。 3 改修事業者の技術力向上等 ・県で耐震改修施工技術者育成会を実施 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表等を実施 4 町民への周知普及 ・町報及びホームページに耐震支援制度の記事を掲載 ・出前講座の実施	住宅耐震診断実施：3戸 住宅耐震改修工事補助：4戸 前年度（令和5年度）までの実績
	【令和5年度】 住宅耐震診断実施：1戸	

自己評価	前年度（令和5年度）取組実績	前年度（令和5年度）課題
自己評価	・町内全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に耐震支援に関するチラシを同封） ・補助を受けて耐震診断を行った所有者へ結果報告書に併せて耐震改修資料を送付	・今後も事業の推進に向けて、引き続き補助制度の推進を図る必要がある。
		改善策
		耐震改修補助を総合支援に切り替えて、所有者が利用しやすい環境を作る。